

「佐渡金銀山ガイダンス施設」現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、「佐渡島（さど）の金山」世界遺産登録を契機に増加する来訪者に対応するため、佐渡金銀山ガイダンス施設内の既設のタッチパネル型デジタルサイネージを活用し、佐渡金銀山関連の遺跡やまちなみ等の周遊散策に資する新たな情報発信コンテンツを整備することで、現地への訪問意欲の向上や理解促進を図り、当施設を拠点に現地への円滑な誘導を促すことを目的とするものです。

この実施要領は、受託事業者の選定にあたり、実績や能力、業務実施にあたって専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 委託業務の概要

(1) 発注者

佐渡市長 渡辺 竜五

(2) 業務名

「佐渡金銀山ガイダンス施設」現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託

(3) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 2 5 日(火)

(4) 委託金額上限額

4, 6 3 1 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この費用には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとします。本業務の契約金額を示すものではありません。

(5) 業務内容

『「佐渡金銀山ガイダンス施設」現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託委託仕様書』のとおり

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとします。

(1) 類似の情報発信コンテンツの制作に関して実績があり、業務の確実な履行が見込まれること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に該当しないこと。

(3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成 30 年佐渡市訓令第 17 号）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(6) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。

(7) 本市における市税の滞納がない者であること。

4. 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① プロポーザル申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 市税の滞納がないことの証明(発行から3ヵ月以内のもの) *佐渡市内事業者のみ

(2) 提出先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市観光振興部世界遺産推進課(佐々木)

TEL : 0259 - 63 - 5136

FAX : 0259 - 63 - 5124

メールアドレス : k-goldmine@city.sado.niigata.jp

(3) 提出期限

令和6年12月26日(木) 午後4時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送又は電子メール

(5) プロポーザル参加資格確認通知

提出されたプロポーザル申込書等により、「3. 参加資格要件」を満たしているどうかを確認し、その結果を電子メール又はFAXで令和6年12月26日(木)までに通知します。

5. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式3)に記載のうえ、電子メール又はFAXで質問してください。(FAXの場合は、送信後着信確認の電話をお願いします。)

(2) 提出先

上記4.(2)と同じ

(3) 質問提出期間

令和6年12月26日(木) 午後4時必着

(4) 回答方法

申込者全員へ電子メール又はFAXで回答します。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

6. 企画提案の提出

(1) 提出書類

① 提案書

別添「仕様書」の内容を踏まえ、以下の項目について記載すること。

i) 企画概要

情報発信コンテンツ制作に関する具体的な実施内容を明記すること。

ii) 業務実施スケジュール

iii) 実施体制

※提案書はA4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「『佐渡金銀山ガイドンス施設』
現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を
表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

※提案書は20ページ以内とする。

② 事業者調書(様式4)

※法人等の概要を説明したパンフレット及び類似事業に関する契約書写しがあれば、

併せて提出すること。

③見積書

※全ての経費についての内訳がわかるよう、できる限り具体的に明記し、代表者印を押印すること。(様式任意)

④過去に制作した情報発信コンテンツ等の作品に関する説明書 ※説明書は任意様式

(2) 提出方法

①提出期限：令和7年1月16日(木) 正午必着

②提出方法：持参又は郵送及び電子メール

③提出先：上記4.(2)と同じ

※メール提出の場合は、大容量データ送信用のアドレスをご案内しますので、提出先メールアドレスまで、連絡してください。

(3) 提出部数は各8部とします。

※企画提案書の作成・提出等に要する経費については、各提案者の負担とします。

7. 企画提案書等の審査

(1) 審査

①本プロポーザル参加者による企画提案内容等について、『『佐渡金銀山ガイドンス施設』現地情報サイネージコンテンツ制作業務委託公募型プロポーザル審査基準』に基づき、書類審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とします。

③最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定します。

(2) 本プロポーザルにおける評価及び選定基準

①申込書及び提案書等の企画提案書等を総合的に評価、審査を行います。

②参加者が1者の場合は、本市が定める基準を満たした提案内容であれば、契約候補者として選定することができるものとします。

(3) 審査項目

①企画性(全体)

- ・業務目的を達成できる提案となっているか。
- ・提案者は、佐渡金銀山の関連資産、また現地の状況などを十分に把握しているか。
- ・利用者に佐渡金銀山の関連資産について新たな「気づき」や「詳細情報」を与え、周遊につながる行動のきっかけを生み出す企画が提案されているか。

②企画性(制作)

- ・佐渡金銀山の関連資産をわかりやすく、効果的に発信する内容となっているか。
- ・過去に佐渡市で、実施したコンテンツ類の連携を示した提案内容になっているか。
- ・情報発信ツールとして独創性があり、魅力的な内容となっているか。
- ・利用者がコンテンツに没入し、好奇心を掻き立てるための取得機能は充実した内容となっているか。

③運営能力等

- ・事業遂行にあたって体制や要員は適切か。
- ・適切なスケジュールが設定されているか。
- ・過去に同様の業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。

④業務経費

- ・企画内容に対して妥当な見積額か。

- ・長期間の運用を見据えた維持管理経費は安価であり、コンテンツの情報更新（修正・追加等）について、発注者が容易な操作で行うことが可能なシステムとなっているか。

8. 審査結果

審査の結果については、委託事業者選定後、参加者全員に速やかに書面にて通知するとともに、後日、佐渡市ホームページで公表します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

9. 契約の締結

市は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と別途協議をした上で随意契約により契約を締結します。

なお、委託契約は佐渡市財務規則に基づいて行います。その者との協議が整わない場合は、次点者と交渉を行います。

10. 提案者の失格事由等

次の条件の一つに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提案に参加する資格のないものが提案を行った場合
- (2) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があった場合
- (3) 提案者が、提案書類等の受付日から契約締結日までの間に、上記「3. 資格要件」を満たさなくなった場合
- (4) 提案金額が、上記「2. (4) 見積金額の上限額」を上回っている場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

11. その他

- (1) 提出された提出書類一式は、返却しません。また、提出された企画提案書等は、非公開とします。
- (2) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出期限後におけるプロポーザル提出書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (4) 本業務の実施の際に生じた著作権物等は、佐渡市に帰属します。